②　下表Ｂ左欄に掲げる出入口等から同表中欄に定める出入口等の組合せで通行し、かつ、料金距離が18.0㎞を超える場合、上表Ａに定める割引額にかかわらず、同表右欄に定める割引後の額を適用する。

表Ｂ

出入口等	出入口等	割引後の額	
		普通車	大型車
入谷、上野、本町、勝島、鈴ヶ森、平和島、空港西、羽田、高速自動車国道第一東海自動車道との接続部、用賀、三軒茶屋、高速自動車国道中央自動車道富士吉田線との接続部、高井戸、永福、幡ヶ谷、高速自動車国道東北縦貫自動車道弘前線と埼玉県道高速板橋戸田線との接続部、戸田南、高島平、中台、板橋本町、北池袋、東池袋、護国寺、飯田橋、一ツ橋、高速自動車国道東北縦貫自動車道弘前線及び高速自動車国道常磐自動車道と埼玉県道高速葛飾川口線との接続部、新井宿、安行、新郷、加賀、鹿浜橋、高速自動車国道東関東自動車道水戸線又は高速自動車国道常磐自動車道と埼玉県道高速足立三郷線との接続部、三郷、八潮、八潮南、加平、堤通、向島、駒形、一般国道14号（京葉道路）との接続部、一之江、小松川、錦糸町、福住、木場、塩浜、枝川、高速自動車国道東関東自動車道水戸線と千葉県道高速湾岸線との接続部、千鳥町、浦安、舞浜、葛西、新木場、有明、川崎浮島ジャンクション、湾岸環八、空港中央	宝町、京橋、新富町、銀座、汐留、芝公園、飯倉、霞が関、代官町、北の丸、神田橋、常盤橋、八重洲、丸の内、呉服橋、江戸橋の各出入口及び東京高速道路株式会社の管理する道路との接続部	666.66円	1,333.32円

③　実施する期間

平成24年１月１日から平成28年３月31日までの間とする。

⑼　埼玉線内々利用割引については、次のとおりとする。

㈠　割引を適用する自動車

割引を適用する自動車は、埼玉県道高速板橋戸田線のうち埼玉県戸田市早瀬一丁目（戸田出入口）又は高速自動車国道東北縦貫自動車道弘前線と埼玉県道高速さいたま戸田線の交差部（美女木ジャンクション）から埼玉県道高速さいたま戸田線の各出入口間のみを通行するＥＴＣ車とする。

㈡　割引額

普通車95.23円、大型車190.47円とする。

㈢　実施する期間

平成24年１月１日から平成28年３月31日までの間とする。

⑽　ＥＴＣ路線バス割引については、次のとおりとする。

㈠　割引を適用する自動車

割引を適用する自動車は、ＥＴＣコーポレートカード（ただし、車載器とともに本割引の適用を受けるための会社への登録及び料金の前払がなされている場合に限る。）を使用して通行料金の支払を行おうとする路線バス（乗車定員30人以上の自動車のうち、道路運送法（昭和26年法律第183号）第３条第１号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業の用に供するものであり、かつ、会社がその主たる旅客が観光を目的とするものでないと認定したものをいう。以下同じ。）とする。

㈡　割引率

39％以下とする。

二．割引相互間の適用関係

⑴　上限料金の引下げに係る割引を適用する自動車は、記〔４〕に定める全ての割引と重複するものとし、上限料金の引下げに係る割引を適用した後の金額に対して記〔４〕に定める割引を適用する。

⑵　記⑴に定めるもののほか、障害者割引を適用する自動車に重複して適用する割引は、ＥＴＣ前納割引に限るものとし、障害者割引を適用した後の金額に対して当該割引を適用する。

⑶　ＥＴＣ路線バス割引を適用する自動車については、上限料金の引下げに係る割引以外の割引と重複して適用しない。

⑷　環境ロードプライシング割引、ＥＴＣ前納割引、大口・多頻度割引、中央環状線迂回利用割引、会社間乗継割引、放射道路端末区間割引及び埼玉線内々利用割引相互間の重複適用関係は、次のとおりとする。

㈠　重複適用の有無

○…適用あり
×…適用なし
―…重複し得ない

	環境	前納	大口	中環	乗継	放射	埼玉
前納	○						
大口	○	×					
中環	○	○	○				
乗継	○	○	○	―			
放射	○	○	○	○	―		
埼玉	―	○	○	―	―	―	

（注）　「環境」、「前納」、「大口」、「中環」、「乗継」、「放射」、「埼玉」は、それぞれ、環境ロードプライシング割引、ＥＴＣ前納割引、大口・多頻度割引、中央環状線迂回利用割引、会社間乗継割引、放射道路端末区間割引及び埼玉線内々利用割引を指す。

㈡　重複適用の順序

適用の順序	割引の種類
1	上限料金の引下げに係る割引
2	中央環状線迂回利用割引、会社間乗継割引又は埼玉線内々利用割引
3	環境ロードプライシング割引又は放射道路端末区間割引
4	ＥＴＣ前納割引又は大口・多頻度割引

三．消費税等の取扱い並びに割引額又は割引後の額の単位

記一．各項に定める割引額、割引後の額に消費税法及び地方税法にて定める消費税額及び地方消費税額に相当する額を加算し、四捨五入により10円単位の端数処理を行うこととする。

〔５〕　料金の徴収期間

平成18年４月１日から平成62年９月30日までとする。

〔６〕　その他

一．けん引自動車

けん引自動車（けん引するための構造及び装置を有する自動車をいう。）が、被けん引自動車（けん引されるための構造及び装置を有する自動車をいう。以下同じ。）１台をけん引している場合には、１台の自動車とみなす。被けん引自動車を２台以上けん引している場合には、２台目以後の被けん引自動車について、１台につき更に普通車の料金１台分を徴収する。

二．乗継について

首都高速道路を通行してきたＥＴＣ車が、引き続き東京高速道路株式会社線を通行し、更に引き続いて首都高速道路を通行する場合であって、ＥＴＣシステムに当該通行実績を記録した自動車については、これを１回の通行とみなす。また、首都高速道路を通行してきた現金車が、引き続き東京高速道路株式会社線を通行し、更に引き続いて首都高速道路を通行する場合であって、乗継券を提出した自動車については、これを１回の通行とみなす。

三．実施期日

この公告に係る料金の額及び徴収期間は、特に定める場合を除き、平成26年４月１日から実施する。